

令和5年度「薬局実務補助」研修会について

『平成31年4月2日厚生労働省医薬・生活衛生局総務課より「調剤業務のあり方について」と題した通知』が出され、この通知により調剤薬局の中において、「薬剤師が調剤に最終的な責任を有することを前提」とした上で、今まで薬剤師だけが行ってきた行為を、薬剤師では無い者（非薬剤師）による（調剤の準備）行為が可能となりました。対物業務である薬剤の取り揃え等の非薬剤師で可能な業務をタスクシフトすることで、薬剤師は患者や地域住民とのコミュニケーション、多職種との連携、薬学的見地からより高度な薬物治療に寄与することを目的としております。

本準備業務を実際に行うには、調剤業務を安全に行うための研修を受ける必要があります。このため上田薬剤師会では独自に令和元年8月の「非薬剤師による準備行為」研修会の開催をいたしました。新型コロナウイルス感染のまん延のため、この数年間は実地での研修会が開催できない状態が続いておりましたが、本年5月8日より感染症法上の分類が第5類感染症に移行したこと等を受け、名称を「薬局実務補助」と変更し研修会の開催を決定しました。当会では「薬局実務補助」を行う上で必要な知識や技能を習得する研修会（座学・実務）を次のスケジュールで上田薬剤師会会館において開催致しました。本研修の修了・認定を以て、初めて実際の準備業務が可能となります。今回の研修会は新規・継続研修のいずれも同じ内容の研修となります。

本研修は、薬局業務の質の担保を目的としています。また、法改正や薬局業務の変化に対応できるよう、リフレッシュ研修として毎年継続的に研修を実施しております。

研修実施日及び内容：令和6年1月28日
（日）

『座学（講義）』

午前 9 時 15 分～午前 10 時 45 分（法規関係
基本的な事項について：大沢雄介常務）

午前 11 時 00 分～午後 12 時 30 分（医療安全・取り扱いについて：山浦知之専務）

『実務（実習）』

午後 1 時 15 分～4 時 45 分（各論） ①薬剤の
取り揃え②検品作業③お薬カレンダーへのセッ
ト④基本的な注意事項

参加者は県外からの1名を含め全員で28名でした。後日、研修終了証を発行し、薬局を利用する方が、薬剤師とそれ以外のスタッフを判別できるように専用の腕章を斡旋します。

